

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年2月25日提出
【ファンド名】	ニッセイ / M F S 外国株低ボラティリティ運用ファンド
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大関 洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託業務部 茶木 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

契約型追加型証券投資信託「ニッセイ / M F S 外国株低ボラティリティ運用ファンド」について、信託終了（繰上償還）を行うことを決定したため、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定にしたがい本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ．信託終了（繰上償還）の年月日

2025年2月28日

ロ．信託終了（繰上償還）にかかる決定に至った理由

受益者から全受益権口数の解約請求を受けたため、投資信託約款第38条第1項に定める「やむを得ない事情が発生したとき」に該当するものと判断し、信託を終了（繰上償還）することを決定しました。

ハ．信託終了（繰上償還）に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

全受益権口数の解約請求を受けたため、受益者に対しては、信託を終了（繰上償還）することに対応する旨を記載した書面を交付しております。

信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な信託契約の解約に該当しますので、法令に基づく情報提供または公衆縦覧はありません。